

自家用旅客運送事業の事務・権限の移譲について

平成26年7月
国土交通省

背景

- 過疎化の進行等により路線バスの撤退が進み、生活交通の確保が大きな課題
- 高齢化の進展等により、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する個別運送サービスへの需要が急増

「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」に、自家用車による有償運送を例外的に許可
(旧道路運送法第80条)

課題

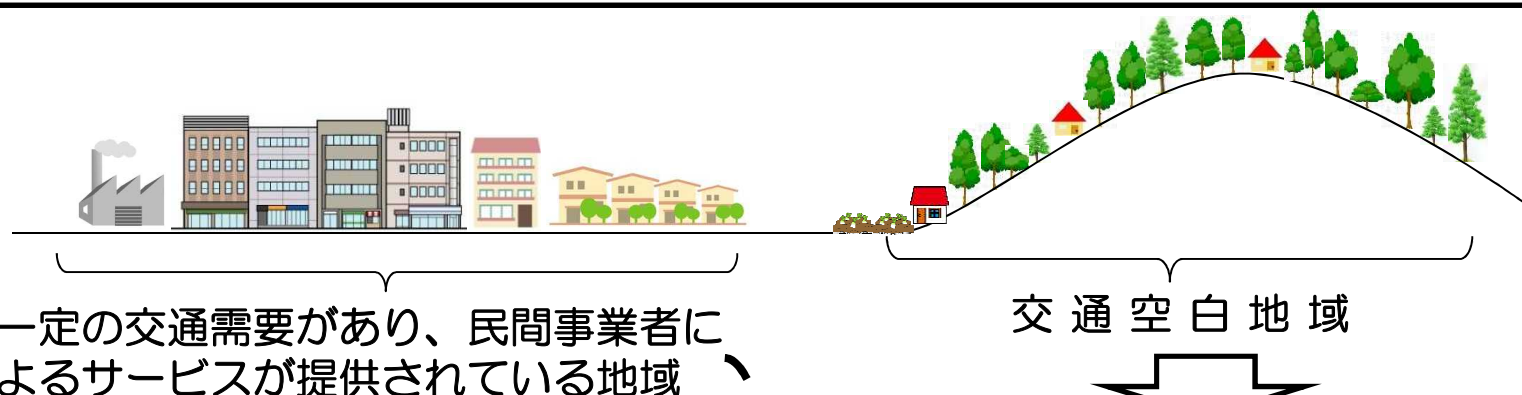
- 例外許可であるため、輸送の安全確保や利用者の保護のための法令上の措置が未整備
- 一方、ニーズの増加に伴い、例外的な許可が急増し、常態化

(参考) 平成18年時点での例外許可件数:2,138団体

自家用有償旅客運送制度の創設(平成18年道路運送法改正)

- 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、国土交通大臣の登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度(自家用有償旅客運送制度)を創設
- 輸送の安全(運行管理体制、運転者の要件等)や利用者の保護(収受する対価の揭示義務等)に係る規定を設けることにより、安全かつ安心して利用できるサービスの普及を促進

○ バス・タクシーによるサービスが提供されない地域において、自家用有償旅客運送の利用が拡大している。



緑ナンバー

路線バス・タクシー

バス事業者・タクシー事業者が高密度の輸送サービスを実施



コミュニティバス

地方自治体が自ら又はバス事業者へ運行を委託して、住民等を輸送



福祉タクシー

タクシー事業者が身体障害者等の移動制約者の輸送を目的としてサービスを実施



白ナンバー

住民のための自家用有償旅客運送 (市町村運営有償運送(過疎地)、過疎地有償運送)

交通空白地域において、住民の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



身体障害者等のための自家用有償旅客運送 (市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



- 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、**運営協議会**（市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議）**において合意**が調った後に、**国土交通大臣の登録**を受ける必要がある。
- 国土交通大臣は、**輸送の安全確保及び利用者の保護**のための指導・監督を実施。

運営協議会（道路運送法第79条の4）

【主宰者】 市町村（都道府県も可）

【構成員】 地方運輸局（又は運輸支局）、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者 等

【協議事項】 ①自家用有償旅客運送の必要性 ②運送の区域 ③旅客から収受する対価

合 意

国土交通大臣の登録（道路運送法第79条）  権限の委任により、都道府県ごと（北海道は7ヶ所）の運輸支局長が実施

- 【登録要件】 ①バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることにつき、地域の関係者が合意していること。
- ②運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保していること。

【有効期間】 2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）
→協議会の合意に基づき、更新の登録が必要

国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導・監督（道路運送法第79条の9 等）  運輸支局長が実施

- 運行管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督
- 必要に応じ、監査等により確認。さらに、是正命令や登録の取消等の処分を実施

基本的な考え方

- 過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。
- 自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲に際しては、輸送の安全を確保し、利用者保護を図りつつ、地域の実情に応じた運送を実現する観点から、以下の3点を踏まえて具体的な制度設計を行う必要がある。
 - ・ 地域の特性や利用者のニーズに応じた輸送が実現されること
 - ・ 地域の幅広い関係者の意見を反映できる仕組みを充実させること
 - ・ 市町村が事務・権限を担う際に、必要な輸送の安全確保が担保されること

その他検討すべき課題

- ① 運送の実施主体
- ② 運送の種別
- ③ 地域における合意形成の手續・運用
- ④ 輸送の安全確保のために必要な仕組みの構築

自動車局が設置した「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会（座長：後藤春彦 早稲田大学創造理工学部長）」では、現在国会で審議中の地方分権一括法案に盛り込まれた自家用有償旅客運送の事務・権限の希望する市町村等への移譲について、具体的な移譲の進め方や自家用有償旅客運送の有効活用に資する運用ルールの緩和のあり方等を検討し、以下のとおり最終とりまとめを行った。

1. 事務・権限の移譲に関する考え方

- 移譲の目的は、国会審議中の地域公共交通活性化・再生法改正法案と相まって、地方公共団体による創意工夫をこらした地域の交通ネットワークの形成・充実の取り組みを促進することにある。
- 移譲が有効活用されるようにするためにも、国土交通省が今回の提言内容を速やかに実施し、継続的にフォローアップを行っていくべき。

2. 移譲の進め方

- (1) いわゆる「手挙げ方式」による移譲
 - ・ 移譲先の市町村長又は都道府県知事を国土交通大臣が指定する方式により、希望する市町村等に対して移譲する制度とする。
(地方分権一括法案に反映済み)
- (2) 輸送の安全確保・利用者利益の保護
 - ・ 移譲される市町村等が事務を適切に遂行する能力・体制を備えていることが必要である。
 - ・ このため、国土交通省において指定基準の明確化、指導・助言、市町村を補完する都道府県への働きかけ等を行うべきである。
 - ・ 移譲後も、移譲を受けた市町村等と密接に連携すべきである。
- (3) 移譲を促進するための環境整備等
 - ・ 市町村等が移譲を受けやすくするため、国土交通省において知見・ノウハウの継承、人材育成に係る支援等を行うべきである。

3. 運用ルールの緩和・運営協議会のあり方の改善等

- (1) 運用ルールの緩和
 - ・ 今後の法制的検討で可能と判断されれば、市町村長が適切と認める「権利能力なき社団」も実施主体として認めるべきである。
 - ・ 運送できる旅客として、一定の条件の下で、①地域外からの生活支援ボランティア、②社会参加が困難な者、③地域外からの訪問者等も認めるべきである。
- (2) 運営協議会のあり方の改善等
 - ・ 他の交通関係協議会と連携するほか、まちづくり、福祉、教育等の分野と一体的に議論するべきである。
 - ・ 国土交通省において、協議対象の合理化に向けた働きかけの継続、合意形成の円滑化に向けた先進事例に関する情報提供、関係者に対する研修機会の提供、コーディネーター役としての有識者の活用や不合理なローカルルールの是正の促進等を進めるべきである。

1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

2. 改正概要(国土交通省関係)

国から地方公共団体への事務・権限の移譲

以下の事務・権限を移譲できるよう、都道府県等の処理する事務に関する規定等を改正。

- ・**自家用有償旅客運送に関する事務・権限**
【登録・監査等】【道路運送法】
- ・**自動車道事業に関する事務・権限**
【供用約款の設定の認可等】【道路運送法】
- ・**自動車運転代行業に関する事務・権限**
【認定等に係る同意等】【運転代行業法】

※ 法律全体では、43の法律に定める事務・権限を国から地方公共団体に移管。

自家用有償旅客運送とは

バス・タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、地方運輸局長の登録を受けた市町村、NPO等が、自家用車を用いて有償で運送する仕組。
(平成18年導入。登録団体数:3,036団体(平成25年3月時点))

- 希望する市町村に移譲することを基本。
(希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。)

<効果>

- ・ 地域における関係者の合意から登録までにかかる期間の短縮
- ・ 地域の実情に応じた創意工夫による移動手段の確保



都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

- ・**公有水面の埋立の免許等**【公有水面埋立法】
- ・**規制区域の指定等**【国土利用計画法】
- ・**一の指定都市区域内の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定等**【都市計画法】

※ 法律全体では、25の法律に定める事務・権限を都道府県から指定都市に移管。

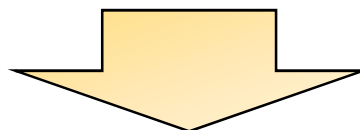
3. 施行期日

平成27年4月1日(体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)(平成26年6月4日公布)により改正

事務・権限移譲の考え方

過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村又は希望する都道府県に移譲する。



具体的な事務・権限の内容

新規登録・更新登録・変更登録等 (道路運送法第79条・第79条の6・第79条の7)

報告徴収、監査等 (道路運送法第94条)

輸送の安全又は旅客の利便の確保のための是正措置命令 (道路運送法第79条の9第2項)

事故報告に係る届出の受理 (道路運送法第79条の10)

業務の廃止に係る届出の受理 (道路運送法第79条の11)

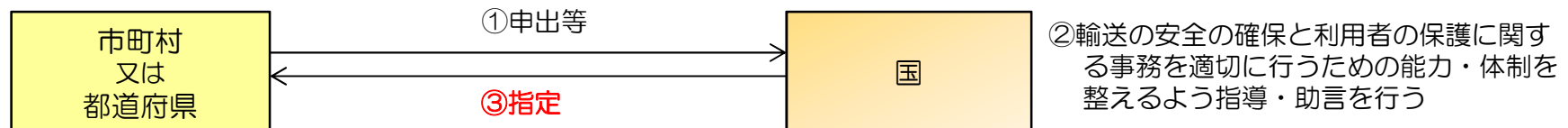
業務の停止命令及び登録の取消 (道路運送法第79条の12)

有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消による登録の抹消 (道路運送法第79条の13)

希望する市町村又は都道府県への事務・権限の移譲(いわゆる「手挙げ方式」)の法制的な考え方 並びに 輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護の考え方については、以下を基本とする。

(1) 希望する市町村又は都道府県への事務・権限の移譲(いわゆる「手挙げ方式」)の法制的な考え方

輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護に関する事務を適切に行うことができるものとして国土交通大臣が指定した市町村等が事務を行うことを基本とする。



(2) 輸送の安全の確保及び利用者の保護の考え方

事務・権限の移譲後における輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護を担保するため、地方自治法に基づく助言等を活用しつつ、国土交通省においては、専門的な知見やノウハウ、輸送の安全確保を担う責任に対する考え方なども含めて的確に継承するとともに、移譲後においても事務・権限が適切に執行されるよう支援する。



なお、事務・権限の移譲後は、市町村等においてその意欲と能力、責任と覚悟に基づいて事務を担っていくべきであることは言うまでもないが、輸送の安全の確保のために特に必要があり、かつ、緊急の必要がある場合は、国土交通省において市町村長等の指定を解除することについて検討し、解除を行うこともありうるものとする。

最終とりまとめ

自家用有償旅客運送を行っている市町村のうち、事務・権限の移譲を希望する市町村は約6%であるなど、現時点で移譲を希望する市町村はまだ少数にとどまっている。将来的に市町村等の事務として定着させていくためには、国土交通省において様々な支援策を講じることにより移譲を促進していくことが不可欠である。

こうした観点から、市町村等との接点が多い地方運輸局や運輸支局が中心となって、地域住民の移動手段の確保の必要性や自家用有償旅客運送の位置づけ・役割に関する説明や啓発等の取組みを行うとともに、市町村等の要望をきめ細かく把握しながら、それらを踏まえて移譲に向けた働きかけ、事務処理に関する知見・ノウハウ等の継承、運営協議会等の円滑な運営に向けた助言、輸送の安全の確保に係る専門的な人材の育成等の支援を行うべきである。

移譲の促進に向けた取組み

内 容

- 移譲の促進に向けた働きかけ
 - ・ 制度改正の趣旨等について、市町村等に対する説明や働きかけ 等
- 事務処理に関する知見、ノウハウ等の継承
 - ・ 登録・指導等の事務処理、組織体制の構築等に関する知見・ノウハウの提供に係るガイドラインの作成 等
- 運営協議会等の円滑な運営に向けた運用指導
 - ・ 関係法令、通達等の解釈の周知
 - ・ ローカルルールの改善指導
 - ・ 地域の交通ネットワークとのマッチングのための調整手法の共有(参考:地域公共交通再編プロジェクト) 等
- 輸送の安全確保に係る専門的な知見を有する人材育成のための支援
 - ・ 監査等の的確な実施に関する講習、セミナー等の実施 等

体 制

- 都道府県単位で設置されている各運輸支局において体制を整備

運輸支局

首席運輸企画専門官(輸送・監査担当) —— 運輸企画専門官(輸送・監査担当) (←総務企画担当がサポート)

↑ 国土交通本省及び地方運輸局等がサポート

項目	具体的内容
移譲に係る制度改正(法律・政令)	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立(平成26年5月)。3月以内に速やかに政令改正。
移譲の促進	制度改正の趣旨が地域交通の現場まで十分に浸透するよう、地方運輸局や運輸支局が中心となって市町村等への知見・ノウハウの提供に係るガイドラインの作成をするとともに、市町村等に対する説明や働きかけの取組みを行う。
運用ルールの緩和・運用方法の改善	①運用ルールの緩和については、法制的論点も含めた検討を進め、所要の制度改正等を行う。 ②運用方法の改善については、通達の発出等、速やかに必要な措置を講じ、改善に向けた働きかけを行う。

<今後のスケジュール(イメージ)>

